

道路及び排水施設の整備に関する基準

1 道路

斑鳩町開発指導要領第9条第2項の基準については次のとおりとする。

(1) 道路の構造

ア 路面は、アスファルト舗装又はコンクリート舗装を標準とし、その構造は「アスファルト舗装要綱」又は「セメントコンクリート舗装要綱」に基づくことを原則とする。

イ 側溝、街渠等を設け、雨水等を排出すること。その構造は「建設省土木構造物標準設計」を標準とする。但し、L型側溝により施工する場合は、切下げ型等段差の少ない構造とすること。

ウ 縦断勾配は、9%以下とすること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められ、かつ交通安全上特に支障がないと認められる場合には、小区間に限り（表1）のとおりとすることができる。

（表1）

縦断勾配	制限長さ
9～10%	100m
10～12%	50m

エ 道路の横断勾配は、片勾配を付する場合を除き、（表2）に掲げる値を標準とする。

（表2）

区 分	横 断 勾 配 (%)	
	片側1車線の場合	片側2車線以上の場合
車 道	1.5	2.0
歩 道	2.0	

オ 道路は、原則として階段状としないこと。ただし、歩行者専用道路は、この限りではない。

カ 道路が同一平面で交差又は他の道路に接続する場合には、自動車、歩行者及び自転車等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに快適な道路空間を形成するため、（表3）のとおり街角が切り取られていること。

なお、この区分外の幅員については、直近上位値とすること。（ただし、
4． 5 m未満にあつては4 mとみなす。）

（解説）

道路のすみ切りの規定です。すみ切りは交差点の両側に二等辺三角形を形成するように設計し、その斜辺の長さ（すみ切り長さ）は、交差する道路幅員及び交差する角度によって（表3）に定めています。

道路幅員が4． 5 m未満は4 mとして取り扱うので注意してください。

また、歩道のある場合については別図を参考にしてください。

計画に際しては、適切に「すみ切り」が確保できるように注意してください。

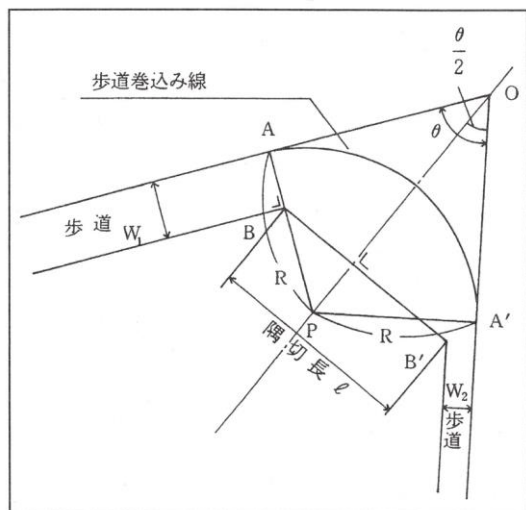
（表3） 街角せん除

（単位：m）

道路 幅員	4 0 m	3 0 m	2 0 m	1 5 m	1 2 m	1 0 m	8 m	6 m	4 m
4 0 m	1 2 1 5 8	1 0 1 2 8	1 0 1 2 8	8 1 0 6	6 8 5				
3 0 m	1 0 1 2 8	1 0 1 2 8	1 0 1 2 8	8 1 0 6	6 8 5	5 6 4			
2 0 m	1 0 1 2 8	1 0 1 2 8	1 0 1 2 8	8 1 0 6	6 8 5	5 6 4	5 6 4	5 6 4	
1 5 m	8 1 0 6	8 1 0 6	8 1 0 6	8 1 0 6	6 8 5	5 6 4	5 6 4	5 6 4	
1 2 m	6 8 5	6 8 5	6 8 5	6 8 5	6 8 5	5 6 4	5 6 4	5 6 4	
1 0 m		5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	3 4 2
8 m			5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	3 4 2
6 m			5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	3 4 2
4 m						3 4 2	3 4 2	3 4 2	3 4 2

上段 交叉角90° 前後 中段 交叉角60° 以下 下段 交叉角120° 以下

歩道がある場合のすみ切り及びすみ切り半径（歩道縁石の巻き込み半径） R は、下図によることを標準とする。



W_1, W_2 : 歩道幅員 ($W_1 \geq W_2 \geq 0$)

A, A' : 歩道縁石巻き込み始め点

B, B' : 隅切り（街角せん除）長さ

O : 歩道の延長線が交わる点

P : $\angle AOA'$ の $1/2$ 線と AB の延長線の交点

R : AP

キ 道路とその他の敷地との境界は、構造物、縁石等によって明確に区分すること。

(2) 歩行者専用道路

ア 歩行者専用道路の最小幅員は、2.0mとすること。

イ 歩行者専用道路の縦断勾配は、8%以下とすること。

ウ 通行の安全上支障がないと認められる場合は、階段状にすることができる。その場合、構造については、けあげ15cm以下、踏面30cm以上とし、高さ3.0m以内毎に1.5m以上の水平部分を設けること。

(解説)

階段状とする場合にあっても、別途スロープを設置するなど高齢者等に対しても配慮してください。

2 排水施設

斑鳩町開発指導要領第 12 条第 4 号の基準(公共下水道供用開始区域内を除く)、及び第 13 条第 1 号の基準については次のとおりとする。

(解 説)

本基準は、雨水排水施設及び公共下水道の供用が開始されていない区域における污水排水施設の構造の基準となります。

なお、公共下水道の供用が開始されている区域における污水排水施設の構造の基準については、別途定める「公共下水道供用開始区域内における污水排水施設の整備に関する基準」を参照してください。

(1) 排水施設の構造

ア 排水施設は、外圧に対して耐久力のある耐水性の材料を用い、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置すること。

イ 公共の用に供する排水管は、原則としてヒューム管又は下水道用硬質塩化ビニール管とすること。なお、やむを得ず上記以外の管を使用する場合は、構造計算もしくはカタログ等で安全性を示すこと。

*ヒューム管を使用する場合

(ア) 使用する管路は J I S 規格、全国ヒューム管規格に適合するものとする。

(イ) ヒューム管の埋設は、深さを管頂まで土被り 1.2 m 以上（歩道下に設置する場合は土被り 0.6 m 以上）とし、180° 固定基礎を設置し埋設すること。ただし、所定の土被りを確保できない場合は、360° 固定基礎とする。基礎の構造は「建設省土木構造物標準設計」によるものとする。

なお、取付管にあつては、20 cm 以上のコンクリートにて巻立て保護すること。

*下水道用硬質塩化ビニール管を使用する場合

(ア) 使用する管路は J I S 規格、日本下水道協会規格に適合するものとする。

(イ) 使用管径は 15 cm から 50 cm の範囲とすること。

(ウ) 道路に埋設するときの土被りは、1.2 m以上とすること。

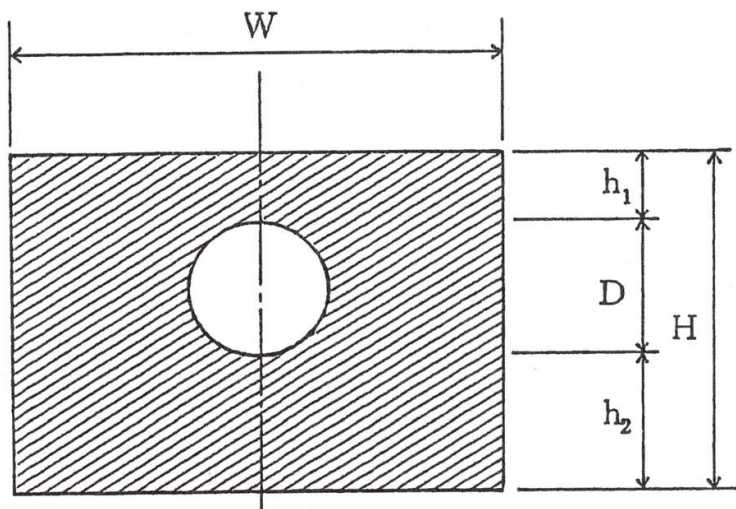
(エ) 基礎は砂基礎とし、その構造は（表４）のとおりとする。

なお施工方法等については、(財)国土開発技術研究センター発行「下水道用硬質塩化ビニール管道路埋設指針」を参照すること。

（表４）

(mm)

管径 (D)	150	200	250	300	350	400	450	500
h_1	100	100	100	100	100	100	100	100
h_2	100	100	100	100	100	100	100	150
H	350	400	450	500	550	600	650	750
W	600	700	800	850	900	1,000	1,050	1,100



(オ) 取付管については、本管と同一基礎構造とし、最低土被りは0.5 mを確保すること。

ウ 排水管の最小管径は、污水管にあつては20 cm、雨水管及び合流式管渠にあつては30 cmとすること。ただし、取付管については、污水管にあつては15 cm、その他にあつては20 cmとすること。

エ　ます又はマンホールで、雨水以外の排水管を段差 60 c m 以上で階段接合する場合は、副管を設けること。

オ　街渠ますの間隔は 20 m 程度に一箇所とする。

カ　開水路は、三面張水路を標準とする。

キ　ます又はマンホールの設置については都市計画法施行規則第 26 条の規定によるものとする。

(解 説)

都市計画法施行規則第 26 条 (抜 粋)

五　専ら下水を排除すべき排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。

イ　管渠の始まる箇所

ロ　下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ　管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所

六　ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができるふたに限る。）が設けられていること。

七　ます又はマンホールの底には、専ら雨水その他の地表水を排除すべきますにあっては深さが十五センチメートル以上の泥溜が、その他のます又はマンホールにあってはその接続する管渠の内径又は内法幅に応じ相当の幅のインバートが設けられていること。

(2) 排水管路敷地の構造

原則として 1.2 m 以上の幅員とし、モルタル等により表面処理をすること。

(3) 調整池の構造

下記条件を満たすものとする。ただし、町長が必要でないと認めた場合は、この限りではない。

ア　雨水調整方式は自然放流方式とし、出水時において人為的操作を必要とするゲート等は設置しないこと。

イ 施設の設置位置は、対象となる開発区域の降雨を、有効に集水させることが可能な場所、且つ公道に2 m以上接し、私道等私有地を介さず管理車両が侵入できる場所とすること。

ウ 施設を構成する構造物はすべて施設用地内で築造するものとし、隣地と兼ねた構造としないこと。また、施設内に地下水の流入がないように水密な構造かつ水抜孔のないものとし、浮力、外水圧、内水圧等に対して安全な構造とすること。

エ 施設内に流入する管等の管底は、調整池の最高水位よりも高い位置になるようにすること。

オ 道路側溝を利用した必要貯留容量の確保はしないこと。

カ オリフィス孔の閉塞が生じないようにするため、深さ15 cm程度の泥だめ及びかご型スクリーン（腐食耐性を有する金属）も合わせて設けること。

キ 流入部からオリフィス手前の泥だめまで導水溝を設けることとし、オリフィス孔底面が導水溝底面（最下流部）より高くないようにすること。

ク 導水溝に向け1 %程度の排水勾配を設けること。また、導水溝の上流から下流に向けても1 %程度の排水勾配を設けること。

ケ 流末部の放流管が放流先水路の計画高水位より低い位置に放流する場合は、フラップゲート等の逆流防止措置を講ずること。

コ 池の底面に昇降できるようタラップ等の昇降設備を設けること。

サ 隣接する外周については、地上高が1.8 m以上になるようフェンス及び鍵付き門扉を設けること。

シ 公道と接する部分については、車両等転落防止対策としてガードレールもしくは歩車道境界ブロックに準ずる構造物を設置すること。